

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が令和元年10月8日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和元年10月9日から 令和2年4月30日まで (予定)	大崎市鹿島台大迫 字上志田，字下志田，字南 川尻，字川北の各一部 大崎市幡谷 字西品井沼，字岩下向の各 一部 (仙台法務局古川支局管轄)	土地改良事業